

- ブロードバンド環境の確保・維持のための方策について以下の対応の方向性を取りまとめ。
- 残る論点について引き続き検討し、最終取りまとめにおいて追加的に提言を行う予定。

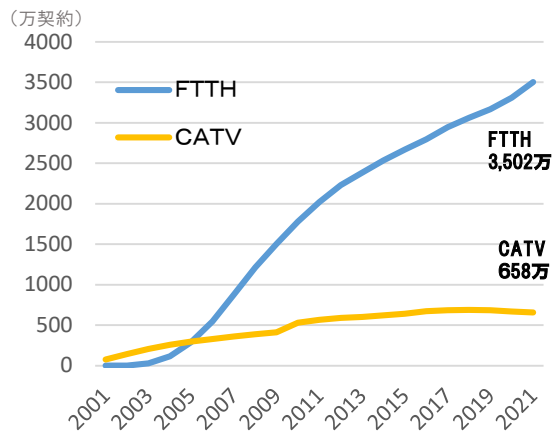
(1) 検討の背景

- Society 5.0時代を見据えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための「新たな日常」の構築を可能とするテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などのデジタル活用のために、ブロードバンドサービスが一層重要となっている。
- このようなブロードバンドサービスの利用について地理的格差の発生を防ぐため、**ブロードバンド環境の確保・維持が必要**。

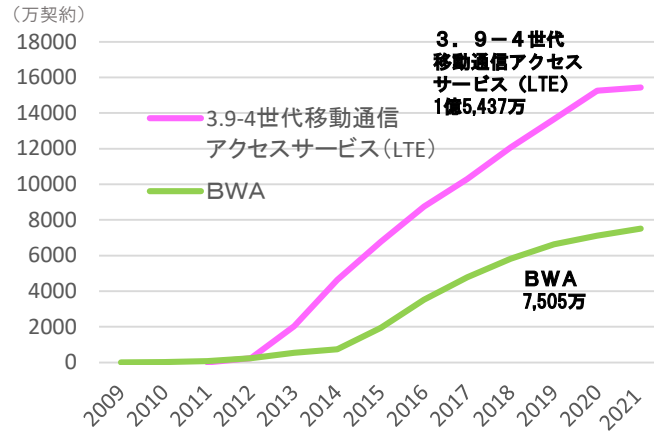
(2) ブロードバンドサービス提供の現状

- ブロードバンドサービス(有線ブロードバンド:FTTH(光ファイバ),CATV等、無線ブロードバンド:LTE(第4世代移動通信システム)等)については、**契約数が年々伸びている**。
- **有線ブロードバンド未整備エリアの世帯数**は2021年度末時点で**約7万世帯**(FTTH未整備世帯は約17万世帯)まで減少(99.9%が整備。)、**携帯ブロードバンド**は2023年度末には**エリア外世帯がゼロ**になる計画。
- 一方、有線ブロードバンドサービスについては、維持運用経費が事業者の大きな負担であり、引き続き維持していくためには支援が必要。

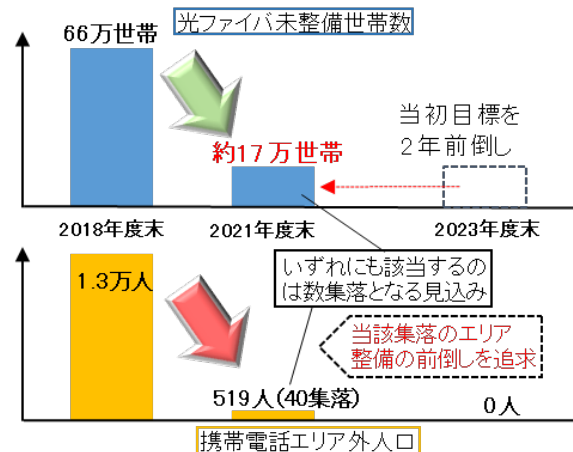
有線ブロードバンドの契約数の推移



無線ブロードバンドの契約数の推移



ブロードバンド整備の状況 (ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0)



(3) 提供確保すべきブロードバンドサービス

- Society 5.0時代を見据えるとともに、「新たな日常」においては、**ブロードバンドサービスは不可欠**。
- ブロードバンドサービスの中で、その提供維持のために維持運用経費について支援を行う必要があると考えられる**有線ブロードバンドサービス(FTTH, CATV)を提供確保すべきサービスと位置付ける**。
 - 通信速度等の確保すべき品質については引き続き検討。

(4) 適切、公平かつ安定的な提供確保のための方策

- 利用者利益を確保する観点から、いつでもどこでも誰もが有線ブロードバンドサービスを利用できるように、サービス提供主体に対し、**適正な提供条件等を確保する規律**を課す(※1)。
 - ※1 具体的な規律として、約款・料金規制等を想定。
 - 不採算地域に対する最終的な役務提供の責務(ラストリゾート事業者の責務)について引き続き検討。
 - 有線ブロードバンドサービス提供主体のうち一定の基準を満たす者(※2)に対し、**交付金制度により維持運用経費を支援**(※3)。
- ※2 一定の地域内で1者のみで役務提供しており、維持運用経費が他の地域より高い場合を想定。
- ※3 支援対象設備については、維持運用経費が大きくなるアクセス回線設備等・離島における海底ケーブル。
また、交付金の負担対象は有線ブロードバンドサービス又は無線ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者。
- 交付金による支援額算定方法は引き続き検討。

(5) 有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策

- 維持運用経費の交付金による支援を行うとともに、整備費について地域の実情を踏まえた財政措置などの支援策を引き続き講じることで、**有線ブロードバンドの整備**を一層進める。
- 残る未整備エリアをすべて有線ブロードバンドで整備することは困難であるため、**携帯ブロードバンドサービスの活用**を検討。
 - 具体的な方策については、移動通信事業者に期待される役割が論点の一つとなっている「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度WG」の議論も踏まえて検討。